

アスベスト対策の 費用を助成します。

港区では、アスベストの飛散による環境汚染を防止し、
区内に住み、働く人々の健康を保持するため、
アスベスト対策を行う人に、対策費の一部を助成します。



令和2年4月1日改訂

1 助成対象・助成金額

次のアスベスト対策に要した費用の2分の1相当額(1,000円未満の端数は切り捨てます。)で、助成限度額以内の金額を助成します。消費税は助成の対象となりません。

助成の種別		助成限度額
吹付け材等のアスベスト含有検査		10万円
建築物のアスベスト除去等工事 ※除去、封じ込み、囲い込み ※大気汚染防止法の届出対象となる工事	戸建ての住宅	50万円
	共同住宅、事業所 等	200万円

2 助成対象となる建築物

アスベストを含有する吹付け材又は保温材等を使用し、又は、使用した疑いのある建築物であって、原則として建築基準法に適合している建築物

3 助成を受けられる人

(1) 港区内に対象建築物を所有する個人または中小企業者(※)

※中小企業者：港区内に事業の本拠地(法人は本店登記)があり、資本金1千万円以下、又は、従業員100人以下の法人もしくは個人で、東京信用保証協会の保証対象業種を1年以上営むもの

(2) 港区内にある共同住宅の管理組合の代表者

4 注意事項

- (1) 助成の申請にあたっては、必ず事前にご相談ください。予算の執行状況等により、申請を受け付けられない場合があります。
- (2) 含有検査・除去等工事の着手前の申請が必要です。着手後の申請は受け付けられませんので、ご注意ください。
- (3) 施工方法や、建築材料の種類等によっては、助成対象とならない場合があります。なお、含有検査・除去等工事のいずれもアスベスト含有成形板は助成の対象となりません。
- (4) 含有検査・除去等工事の実施には、建築物石綿含有建材調査者の関与が必須です。調査者の関与が認められない場合には、助成対象にはなりません。
- (5) 助成の決定を受けた年度の3月10日までに完了届を提出し、同年度の3月31日までに請求書を提出できる対策が対象となります。
- (6) 除去等工事の場合は、法令等に基づく届出が必要となる場合があります。

5 助成申請時・完了届出時に必要な書類

《助成申請時》

- 港区アスベスト対策費助成金交付申請書(第1号様式)
- 当該建築物の案内図、周辺地図
- 当該建築物の平面図(施工場所が分かるように印を付けてください)
- 当該建築物の外観写真及び施工場所の現況写真
- 当該建築物の含有検査又は除去等工事に係る経費見積書及び内訳書の写し(2社以上)
- 当該建築物の確認通知書及び検査済証の写し
- 上記の書類が無い場合は、建築確認年月日及び検査済証発行年月日が確認できる書類
- 当該建築物の登記簿の写し
- 関与を予定する建築物石綿含有建材調査者の氏名及び事業者名が分かる書類(登録証等)



＜除去等工事の場合＞

- 工事施工計画書の写し又は施工内容の分かる書類
- 当該建築物に石綿が含まれていることが分かる書類(分析結果報告書等)

＜共同住宅の場合＞

- 管理組合の代表者であることを証する書類(名簿や議事録等)
- 含有検査又は除去等工事を実施するに至った合意形成の方法及び居住者への周知方法を確認できる書類(議事録等)

＜中小企業者の場合＞

- 申請者が中小企業者である場合は、当該企業の登記簿謄本の写し 等

《完了届出時》

- 港区アスベスト対策完了届(第9号様式)
- 契約書の写し
- 請求書の写しその内訳が分かるもの
- 領収書の写し
- 当該建築物の含有検査又は除去等工事に建築物石綿含有建材調査者が関与していることを確認できる書類及び関与した建築物石綿含有建材調査者登録証の写し



＜含有検査の場合＞

- 分析結果報告書の写し

＜除去等工事の場合＞

- 工事完了報告書の写し
- 工事完了後の写真及び濃度測定結果報告書の写し

※上記の他にも書類の提出をお願いすることがあります。

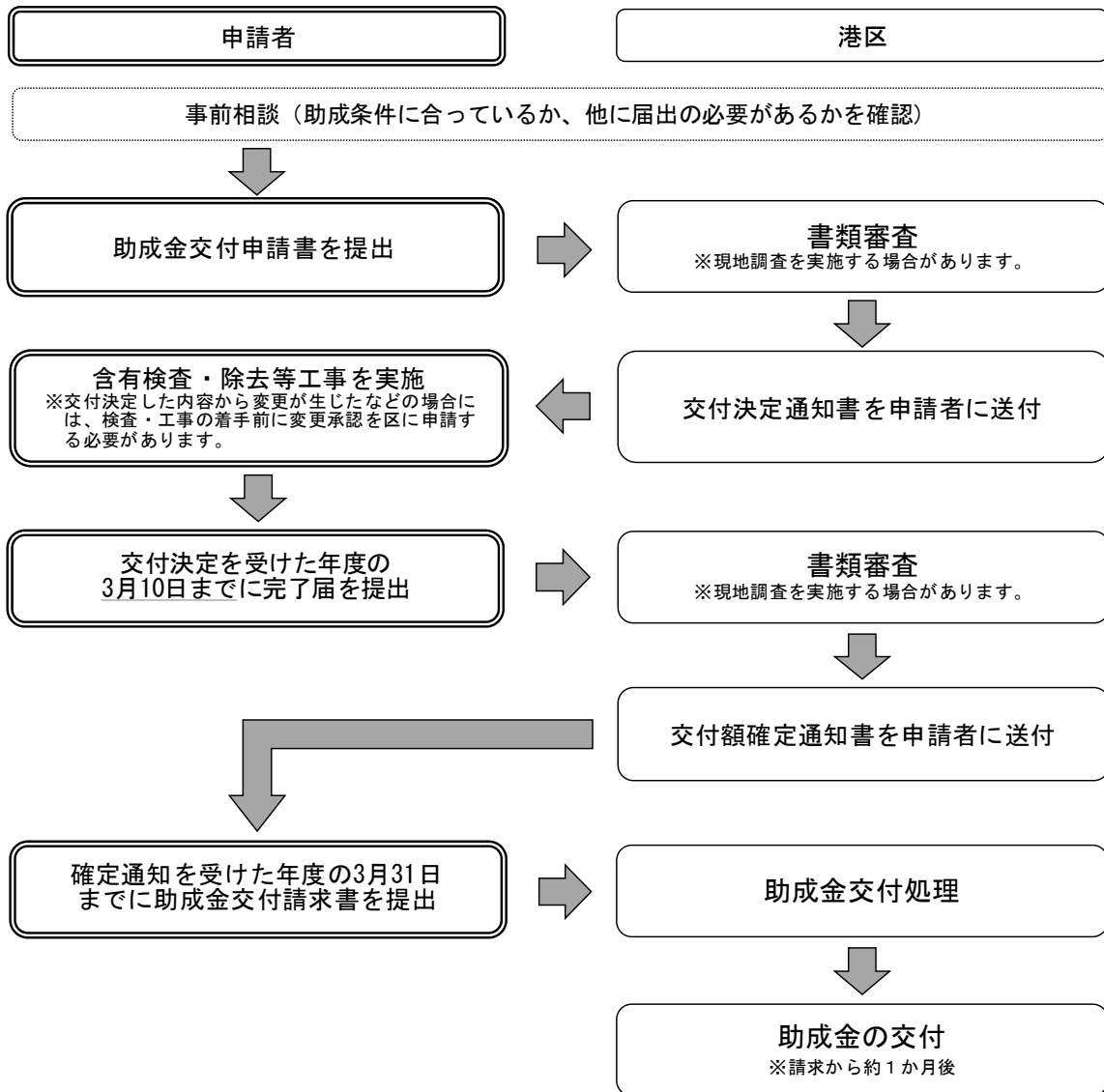
※助成決定の内容を変更した場合や対策を中止した場合も届出が必要です。

※申請書は、港区のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.minato.tokyo.jp/kankyoushidou/kankyo-machi/kankyo/kogai/taisaku.html>

【港区ホームページ > 環境・まちづくり > 環境 > 補助・助成 > アスベスト対策費助成のご案内】

助成手続きの流れ



◎除去等工事の施工に際し、次のような届出が必要となる場合があります。
詳細は、お問合せください。

【港区へ届け出るもの】

- ・大気汚染防止法に基づく届出
 - ・環境確保条例に基づく届出
 - ・港区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱に基づく届出
- ⇒ 環境課環境指導・環境アセスメント担当 (3578-2490~2)

【労働基準監督署へ届け出るもの】

- ・労働安全衛生法に基づく届出
- ⇒ 三田労働基準監督署 (3452-5474)

(助成受付・問い合わせ)
港区環境リサイクル支援部
環境課環境指導・環境アセスメント担当
〒105-8511 港区芝公園1-5-25
TEL 3578-2490~2